

(資料4)

診療所及び訪問看護ステーション事業

診療所及び訪問看護ステーション事業については、指定管理者の独立採算により下記の業務を実施するものとする。

(1) 基本的な運営形態

- 診療・訪問時間：午前8時30分から午後5時
- 休診日：日曜日及び年末年始

※訪問リハビリと訪問看護の訪問範囲は原則市内とする。

(2) 業務内容

- 外来診療
 - ・ リハビリテーション科を標榜し、リハビリテーション医療の診療を行う。
 - ・ 障害者自立支援法上のリハビリは行わない。
 - ・ 他の医療機関又は訪問看護ステーションにおいて訪問リハビリ又は訪問看護を受けるための診療情報提供書又は訪問看護指示書の作成を行う。
 - ・ 介護分野における地域生活期リハビリへの適切な連携を行い、一体的に提供する環境を整備する。
- 通所リハビリ
 - ・ 介護保険の通所リハビリテーションを実施する。実施に当たっては、所要時間が1時間以上2時間未満など短時間の通所リハビリを基本として行う。
- 訪問リハビリ
 - ・ PT（理学療法士）、OT（作業療法士）、ST（言語聴覚士）による、訪問リハビリを行う。
- 訪問看護ステーション
 - ・ 在宅で療養されている寝たきりの人を対象に、主治医の指示のもと、介護保険及び医療保険による看護やリハビリテーションのサービスを提供する。

(3) 物品について

現に使用中の本市所有の物品については、指定管理者に無償で貸与します。本市所有の物品は資料11「物品一覧表」に示すとおりです。なお、そのうちスタンドアローンではないパソコン（ノートパソコン36台、デスクトップパソコン3台）については、指定管理者でウイルス対策ソフトを導入し使用してください。

貸与した物品が経年劣化等により管理運営業務の実施の用に供することができなくなった場合、性質又は形状を変えずにおおむね3年以上の使用に耐える物で

(資料4)

買い替えに係る費用が1個あたり3万円（見積金額であって、消費税等を含む。）以上の物品については、原則として本市が予算の範囲内で必要に応じて購入します。また、上記以外の物品については原則として指定管理者の負担において購入するものとし、その所有権は指定管理者に帰属します。

指定管理者が管理運営を行う施設において指定管理者が必要と判断する物品を設置・使用する場合は、あらかじめ本市と協議のうえ、自らの経費負担により、購入することとなります。この場合、当該物品の所有権は指定管理者に帰属します。

ただし、指定管理者の負担において購入し所有権が指定管理者に帰属する物品についても、本市と指定管理者での協議の上、本市又は本市が指定するものに引き継ぐことができるものとします。

(4) 消耗品等

消耗品及び医薬材料等の購入等に係る費用は指定管理者の負担となります。

指定管理者で購入した消耗品及び医薬材料費等の所有権は指定管理者に帰属します。

(5) 建物減価償却費相当額としての指定管理者負担金

建物減価償却費相当額としての指定管理者負担金は、診療所と訪問看護ステーションについては本市に納付するものとします。ただし、本市に納付した費用は、指定管理料算定の際の経費に含めます。

なお、本市が想定している建物減価償却費相当額としての指定管理者負担金は下記のとおりです。

診療所・・・・・・・・・・・・・・・・・・6, 172千円/年

訪問看護ステーション・・・・・・・・・・335千円/年

(6) 光熱水費、施設・設備の保守管理費

光熱水費、施設・設備の保守管理費は、診療所と訪問看護ステーションについては本市に納付するものとします。

なお、令和7年度の診療所と訪問看護ステーションの光熱水費及び施設・設備の保守管理費は下記の金額となりますので収支の計算の際に参考としてください。

光熱水費・・・・・・・・・・・・・・・・・・約2, 310千円/年

施設管理費・・・・・・・・・・・・・・・・・・約1, 315千円/年